

## 「東海地震応急対策活動要領」に基づく具体的な活動内容について（案）

平成 15 年 12 月 日  
中央防災会議幹事会（申し合わせ）

## 1. 東海地震応急対策活動要領に基づく救助、医療等の具体的な活動内容について

表 1 都県別の救助部隊、救護班等の必要応援量（活動要領第 4 章第 2 節第 2、3、6 関係）

	東京都	神奈川県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県	合計
住宅全壊	約 20 棟	約 6,300 棟	約 16000 棟	約 12000 棟	約 10 棟	約 38 万棟	約 53000 棟	約 3300 棟	約 47 万棟
死者	-	約 70 人	約 400 人	約 100 人	-	約 7,900 人	約 500 人	約 500 人	約 9500 人
重傷者	約 10 人	約 200 人	約 400 人	約 100 人	-	約 12000 人	約 1600 人	約 40 人	約 15000 人
必要な救助部隊（人）	-	-	約 240 人	-	-	約 38000 人	-	-	約 38000 人
必要な救護班	-	-	-	-	-	約 1,500 人	-	-	約 1,500 人
広域搬送が必要な患者数	-	約 10 人	約 30 人	約 10 人	-	約 570 人	約 40 人	-	約 660 人

被害量は、都県ごとに最大となるケースをもとに算出した。「-」はわずかの意味。

政府の広域応援の必要量は、被害程度から算出される必要量から、被災地域内での救助・医療活動量等を単純に除いた数を算出したもの。数値は、被災地域内の防災体制の状況等により変更となる場合がある。

必要な救助部隊数、救護班、広域搬送が必要な患者数は、延べ人数である。

(1) 救助部隊数については、表 1 の必要量をもとに、南関東地域の応急活動体制との整合性や東海地震に係る図上訓練での検証を踏まえ、平成 16 年 6 月末までに、警察庁、防衛庁、消防庁、海上保安庁それぞれの派遣内容を計画（活動要領第 4 章第 2 節第 2 関係）するものとする。なお、各部隊の派遣量は、救助活動だけでなく避難生活支援等多岐にわたる活動を考慮して計画するものとする。

(2) 救護班の派遣量については、表 1 の必要量をもとに、南関東地域の応急活動体制との整合性や東海地震に係る図上訓練での検証を踏まえ、平成 16 年 6 月末までに、厚生労働省、

文部科学省等それぞれの救護班派遣量を計画（活動要領第4章第2節第3関係）するものとする。

（3）消火部隊数については、被災地域外からの派遣可能量をもとに、南関東地域の応急活動体制との整合性や東海地震に係る図上訓練での検証、現地の水利の状況及び消火戦術等を踏まえ、平成16年6月末までに、派遣部隊数を計画（活動要領第4章第2節第6関係）するものとする。

## 2. 東海地震応急対策活動要領に基づく主要な物資の調達について

表2 都県別の物資応援必要量（活動要領第4章第4節第3関係）

	東京都	神奈川県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県	合計
住宅全壊	約20棟	約6,300棟	約16000棟	約12000棟	約10棟	約38万棟	約53000棟	約3300棟	約47万棟
避難者	約100人	約11万人	約11万人	約4.2万人	約200人	約120万人	約40万人	約7300人	約190万人
必要な物資量 (1週間)									
・飲料水	-	約7,700t	約7,000t	約2,700t	約6t	約22,000t	約21,000t	約47t	約60,000t
・食糧	-	約30万食	約190万食	約75万食	-	約1,400万食	約650万食	-	約2,300万食
・育児用調製粉乳	-	-	約760kg	約320kg	-	約7,800kg	約1,200kg	約50kg	約10,000kg
・毛布	-	-	-	-	-	約18万枚	-	-	約18万枚
・おむつ	-	-	約11千枚	約2.5千枚	-	約430千枚	-	約2.7千枚	約450千枚
・簡易トイレ	-	-	-	約300基	-	約2300基	-	-	約2600基

被害は、都県ごとに最大となるケースをもとに算出した。「-」はわずかの意味。

政府の応援必要量は、被害程度から算出される必要量から、被災地域内での物資調達量を除いた数を算出したものであり、1週間分の総量を示している。なお、数値は被災地域内備蓄の変更等により今後も変更となる場合がある。

各物資について、表2の必要量をもとに、南関東地域の応急活動体制との整合性や東海地震に係る図上訓練での検証を踏まえ、平成16年6月末までに、関係都県外地方公共団体の備蓄物資の融通、政府備蓄米等の供給、民間流通物資の確保等からなる物資の調達量を計画（活動要領第4章第4節第3関係）するものとする。

### 3. 東海地震応急対策活動要領に基づく広域医療搬送体制について

表3 広域医療搬送拠点の候補地（活動要領第4章第2節第4関係）

強化地域内の災害拠点病院	
神奈川県 茅ヶ崎市立病院 平塚市民病院 小田原市立病院 県立足柄上病院 秦野赤十字病院 東海大学医学部附属病院 厚木市立病院 山梨県 山梨県立中央病院 市立甲府病院 財団法人山梨厚生会山梨厚生病院 山梨峡東病院 社会保険鵜沢病院 社団法人山梨勤労者医療協会巨摩共立病院 韮崎市国民健康保険韮崎市立病院 国民健康保険富士吉田市立病院 大月市立中央病院 長野県 諏訪赤十字病院 伊那中央病院 飯田市立病院 岐阜県 総合病院中津川市民病院 静岡県 静岡赤十字病院 県立総合病院 静岡済生会総合病院 浜松医科大学医学部附属病院 聖隷三方原病院 県西部浜松医療センター 順天堂大学医学部附属順天堂伊豆長岡病院	静岡県 沼津市立病院 富士市立中央病院 富士宮市立病院 静岡市立清水病院 焼津市立総合病院 藤枝市立総合病院 市立島田市民病院 掛川市立総合病院 袋井市立袋井市民病院 磐田市立総合病院 愛知県 名古屋第一赤十字病院 名古屋第二赤十字病院 社会保険中京病院 名古屋掖済会病院 国立名古屋病院 半田市立半田病院 藤田保健衛生大学病院 愛知医科大学附属病院 厚生連海南病院 豊橋市民病院 岡崎市民病院 安城更生病院 新城市民病院 厚生連加茂病院 県立尾張病院 小牧市民病院 三重県 尾鷲総合病院 山田赤十字病院
被災地内の医療搬送拠点	被災地外の受け入れ拠点
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民間飛行場</li> <li>・ 自衛隊基地</li> <li>・ 大規模なヘリポート</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民間飛行場</li> <li>・ 自衛隊基地</li> <li>・ 大規模なヘリポート</li> </ul>

被災地内の医療搬送拠点については、表3に掲げられた拠点施設を中心に、南関東地域の応急活動体制との整合性や東海地震に係る図上訓練での検証を踏まえ、平成16年6月末までに、表1の広域搬送が必要な患者数、広域医療搬送拠点としての利用可能性、医療活動以外の活動拠点としての利用予定等も勘案し、関係省庁と連携しつつ、各都県内に1箇所～3箇所程度の拠点を計画（活動要領第4章第2節第4関係）するものとする。

#### 4. 東海地震応急対策活動要領に基づく広域物資拠点について

表4 広域物資拠点の候補地（活動要領第4章第3節第2関係）

都県名	名称	所在地（住所）	面積（㎡）
東京都	金長運動公園	神津島村字金長	9,600 ㎡
	いきいき広場	新島村瀬戸山	10,200 ㎡
神奈川県	神奈川県総合防災センター	神奈川県厚木市下津古久280	22,346 ㎡
山梨県	小瀬スポーツ公園	甲府市小瀬町	460,000 ㎡
	山梨県防災安全センター	中巨摩郡田富町今福	19,974 ㎡
長野県	茅野市運動公園（総合体育館）	茅野市玉川500	350,000 ㎡
	大芝公園	上伊那郡南箕輪村2358-3	516,000 ㎡
	飯田運動公園（弓道場）	飯田市三日市場1986	70,000 ㎡
岐阜県	東美濃ふれあいセンター	中津川市茄子川1683-797	2,320 ㎡
静岡県	県立下田北高校体育館・グラウンド	下田市蓮台寺152	15,836 ㎡
	愛鷹広域公園	沼津市足高202	194,000 ㎡
	県立草薙総合運動場	静岡市栗原270	238,000 ㎡
	小笠山総合運動公園	袋井市愛野2300-1	2,697,000 ㎡
	浜松市オートレース場	浜松市和合町936-19	174,351 ㎡
愛知県	大高緑地	名古屋市長区大高町	999,000 ㎡
	岡崎中央総合公園	岡崎市高隆寺町	1,016,000 ㎡
	豊橋総合スポーツ公園	豊橋市神野新田	154,000 ㎡
三重県	三重県営サンアリーナ	伊勢市朝熊町字鴨谷4383-4	220,000 ㎡
	総合グラウンド（陸上競技場）	熊野市有馬町1425	12,600 ㎡

被災地内の広域物資拠点については、表4の施設を中心に、南関東地域の応急活動体制との整合性や東海地震に係る図上訓練での検証を踏まえ、平成16年6月末までに、緊急輸送ルートとの関係や他の活動拠点としての利用予定等も勘案し、都県ごとに2～5程度の拠点を計画（活動要領第4章第3節第2関係）するものとする。

## 5. 東海地震活動要領に基づく緊急輸送ルート計画について

表5 緊急輸送ルートの候補施設（活動要領第4章第3節第1関係）

東京都	高速自動車国道	東名高速道路、中央自動車道、関越自動車道 等
	自動車専用道路	首都高速道路、国道466号第三京浜 等
	一般国道	国道1号、国道246号 等
神奈川県	高速自動車国道	東名高速道路、中央自動車道 等
	自動車専用道路	首都高速道路
	一般国道	国道1号、国道246号 等
山梨県	高速自動車国道	中央自動車道
	自動車専用道路	東富士五湖道路
	一般国道	国道20号、国道52号 等
長野県	高速自動車国道	中央自動車道、長野自動車道、上信越自動車道 等
	一般国道	国道19号、国道20号、国道151号 等
岐阜県	高速自動車国道	東海北陸自動車道、名神高速道路 中央自動車道 等
	一般国道	国道19号 等
静岡県	高速自動車国道	東名高速道路
	自動車専用道路	東富士五湖道路
	一般国道	国道1号、国道52号、国道150号、国道246号、国道362号 等
愛知県	高速自動車国道	東名高速道路、名神高速道路、東名阪自動車道、伊勢湾岸自動車道 等
	自動車専用道路	名古屋高速道路 等
	一般国道	国道1号、国道19号、国道151号 等
三重県	高速自動車国道	東名阪自動車道、伊勢自動車道 等
	自動車専用道路	国道25号 名阪国道
	一般国道	国道1号、国道23号 等

各都県の地域防災計画に記載されている緊急輸送路のうち代表的なものを掲載した。

緊急輸送ルート計画の策定にあたっては、表5に掲げた施設も含め、各都県の地域防災計画に記載されている緊急輸送路のうち主要なものをもとに、南関東地域の応急活動体制との整合性や東海地震に係る図上訓練での検証を踏まえ、救護部隊の派遣計画及び各種活動拠点の計画状況等を考慮しつつ、平成16年6月末までに計画（活動要領第4章第3節第1関係）するものとする。

## 6. その他

(1) 東海地震注意情報、警戒宣言等の伝達及び地震災害警戒本部事務局組織等について  
東海地震注意情報の伝達経路(活動要領第2章第1関係)、東海地震予知情報及び警戒宣言の伝達経路(活動要領第3章第1関係)及び地震災害警戒本部の事務局組織、要員(活動要領第1章第2-2関係)については、「東海地震に係る警戒宣言、地震災害警戒本部の設置等について」(平成12年12月中央防災会議主事会議申し合わせ)をもとに、早急に中央防災会議主事会議において定めるものとする。

(2) 現地警戒本部、現地对策本部の組織、構成員等について

現地警戒本部及び現地对策本部の組織、構成員及び現地への移動手手段(活動要領第1章第2-4関係)については、「現地对策本部の設置及び運営等について」(平成12年12月中央防災会議主事会議申し合わせ)を参考に、早急に中央防災会議主事会議において定めるものとする。